

ビタミンM NO.55

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成28年12月号)

<今月のトピックス>

- ・65歳超雇用推進助成金について
- ・70歳以上の厚生年金保険の取扱いについて

65歳超雇用推進助成金について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

平成28年10月19日、高齢者の安定した雇用を確保するために、定年引上げ等の措置を実施した事業主に対して支給する「65歳超雇用推進助成金」が創設されました。

支給金額、主な支給要件及び受給手続きの流れは以下のとおりです。

1. 支給金額

制度内容	支給金額
65歳への定年の引上げ	100万円
66歳以上への定年引上げまたは、定年の定め廃止	120万円
希望者全員を66歳～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
希望者全員を70歳以上継続雇用する制度の導入	80万円



2. 主な支給要件

- ・制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- ・制度を規定した労働協約または就業規則を整備している事業主であること。
- ・制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高齢者雇用安定法第8条又は第9条の規定に違反していないこと。(※)
- ・支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の一定の雇用保険被保険者が1人以上いること。

※高齢者雇用安定法第8条：「60歳以上の定年を定めていること」

高齢者雇用安定法第9条：「定年の定め廃止、65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること」

3. 受給手続きの流れ

① 支給申請 (定年引上げ等実施後2ヶ月以内)



70歳以上の厚生年金保険の取り扱いについて

社員が70歳に達したのですが、まだ元気なので引き続き働いてもらう予定です。社会保険の手続きはどうなりますか？



①

「厚生年金保険被保険者資格喪失届」と「厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届」の2つの書類を年金事務所に提出する必要があります。70歳になると厚生年金の資格は喪失し、厚生年金保険料は支払う必要はなくなりますが、健康保険料は原則75歳まで支払う必要があります。



②

「厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届」はどういった書類なのですか？



③

70歳になると厚生年金保険料を負担しなくて良くなりますが、給与の額によっては、年金が減られる仕組みになっています。これを確認するための書類が「厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届」です。



④

70歳以上でも働いていれば、年金が減らされてしまう可能性があるのですね。どのくらい年金はカットされるのでしょうか？



⑤

65歳以上の場合、1ヶ月の年金額と給与の合計額が47万円を超えると年金減額の対象になります。例えば、給与が50万円で年金が月10万円の場合、合計額は60万円となり、47万円を13万円超えてしまいます。この場合、超えた額の半分の6.5万円が減額され、もらえる年金額は10万円から6.5万円を控除した3.5万円となります。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者：社会保険労務士 岩田健
執筆担当者：社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H28.11.15
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG